

小田原市農業委員会告示第 3 号

次の農地は、農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項各号又は第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和 6 年 3 月 1 2 日

小田原市農業委員会

会長 山 室 由 雄



1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類	農地法第32条又は第33条の該当条項等	農地の所有者等の情報
鬼柳22番1	畑	525	所有権	第33条第1項	(亡)水野菜穂子
鬼柳22番4	畑	59	所有権	第33条第1項	(亡)水野菜穂子
鬼柳22番5	畑	51	所有権	第33条第1項	(亡)水野菜穂子
鬼柳132番	田	1,071	所有権	第33条第1項	(亡)水野菜穂子
鬼柳133番	田	1,061	所有権	第33条第1項	(亡)水野菜穂子
鬼柳144番2	田	684	所有権	第33条第1項	(亡)水野菜穂子
鬼柳145番2	田	757	所有権	第33条第1項	(亡)水野菜穂子
鬼柳152番3	田	277	所有権	第33条第1項	(亡)水野菜穂子
鬼柳286番	田	492	所有権	第33条第1項	(亡)水野菜穂子
鬼柳287番1	田	740	所有権	第33条第1項	(亡)水野菜穂子
鬼柳288番1	田	664	所有権	第33条第1項	(亡)水野菜穂子
鬼柳295番1	田	718	所有権	第33条第1項	(亡)水野菜穂子
鬼柳295番5	田	89	所有権	第33条第1項	(亡)水野菜穂子
鬼柳311番	畑	495	所有権	第33条第1項	(亡)水野菜穂子
鬼柳550番1	田	1,646	所有権	第33条第1項	(亡)水野菜穂子

鬼柳551番	田	1,114	所有権	第33条第1項	(亡)水野菜穂子
鬼柳850番1	田	175	所有権	第33条第1項	(亡)水野菜穂子

- 2 この公示は、農地法第32条第1項第1号及び第2号並びに第33条第1項に規定する農地について、同法第32条第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うもの（農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第74条の2の規定により探索を行ったとみなされる場合を含む。）である。
- 3 1に掲げる農地の所有者等は、この公示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
- (1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）
- (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積
- 4 この公示があつた日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかつた場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第32条第1項第2号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。